

センターは、長浜市・米原市内の一般廃棄物（ごみ・し尿）の減量等に関する事項をご審議いただくため、平成25年度に湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会を設置しました。

湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会条例

（平成25年11月26日条例第3号）

（趣旨）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の発生の抑制、再利用および再生の促進による廃棄物の減量化ならびに適正な処理に関する基本的な事項について調査審議するため、湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じて、次の事項を調査審議する。

- （1）一般廃棄物の減量化および再生利用に関すること。
- （2）分別収集等に関すること。
- （3）一般廃棄物の適正な処理に関すること。
- （4）市民および事業所啓発に関すること。
- （5）その他一般廃棄物の処理計画に関すること。

（審議会の定数および任期）

第3条 審議会は、委員16人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱または任命する。

- （1）学識経験者
- （2）市民および事業者
- （3）設置市の担当部長および県職員
- （4）湖北広域行政事務センター事務局長
- （5）その他管理者が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、湖北広域行政事務センター業務課において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、そのつど管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例に基づいて最初に委嘱または任命された委員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、平成27年3月31日までとする。

【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7

市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

(一般廃棄物処理計画)

第6条

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項